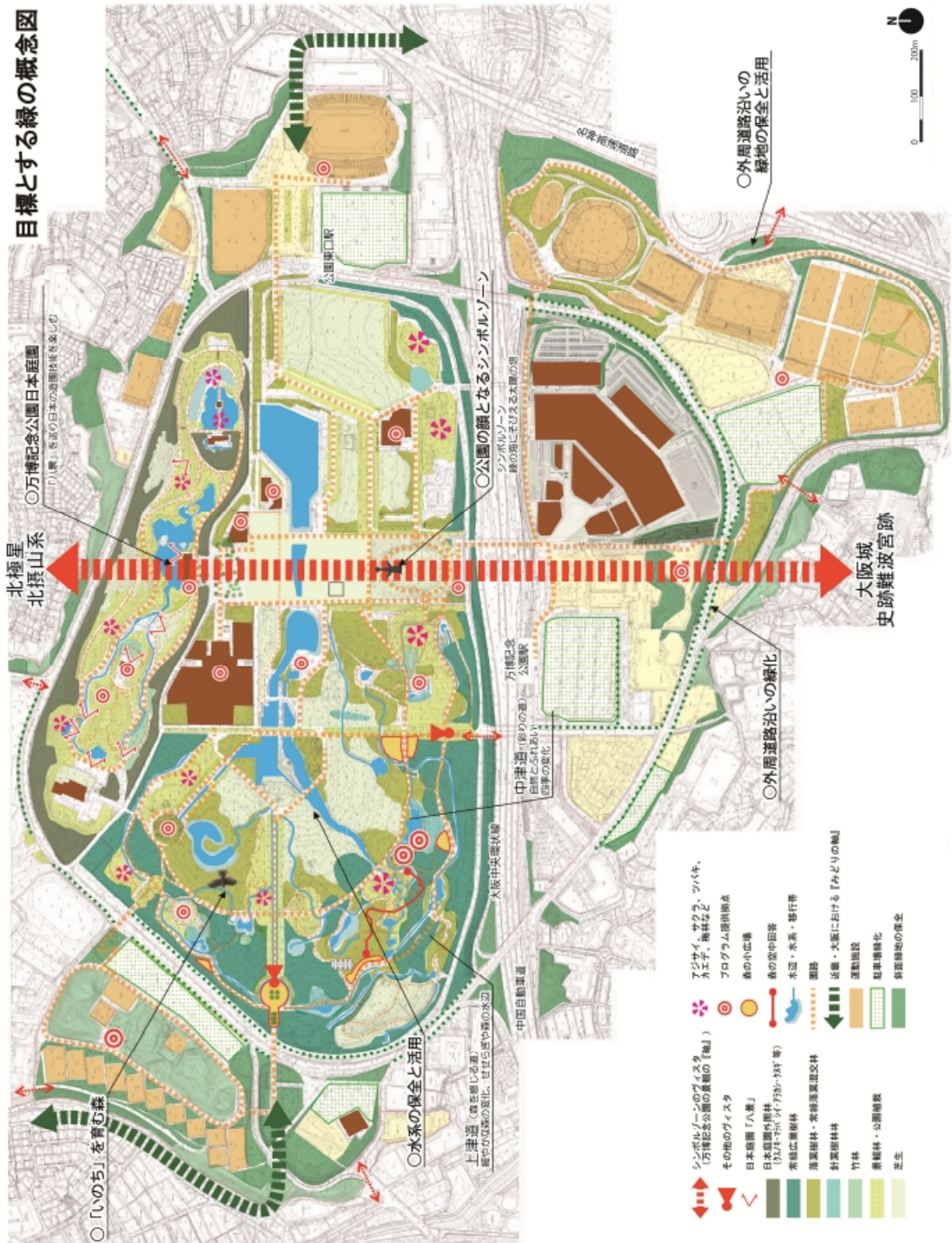
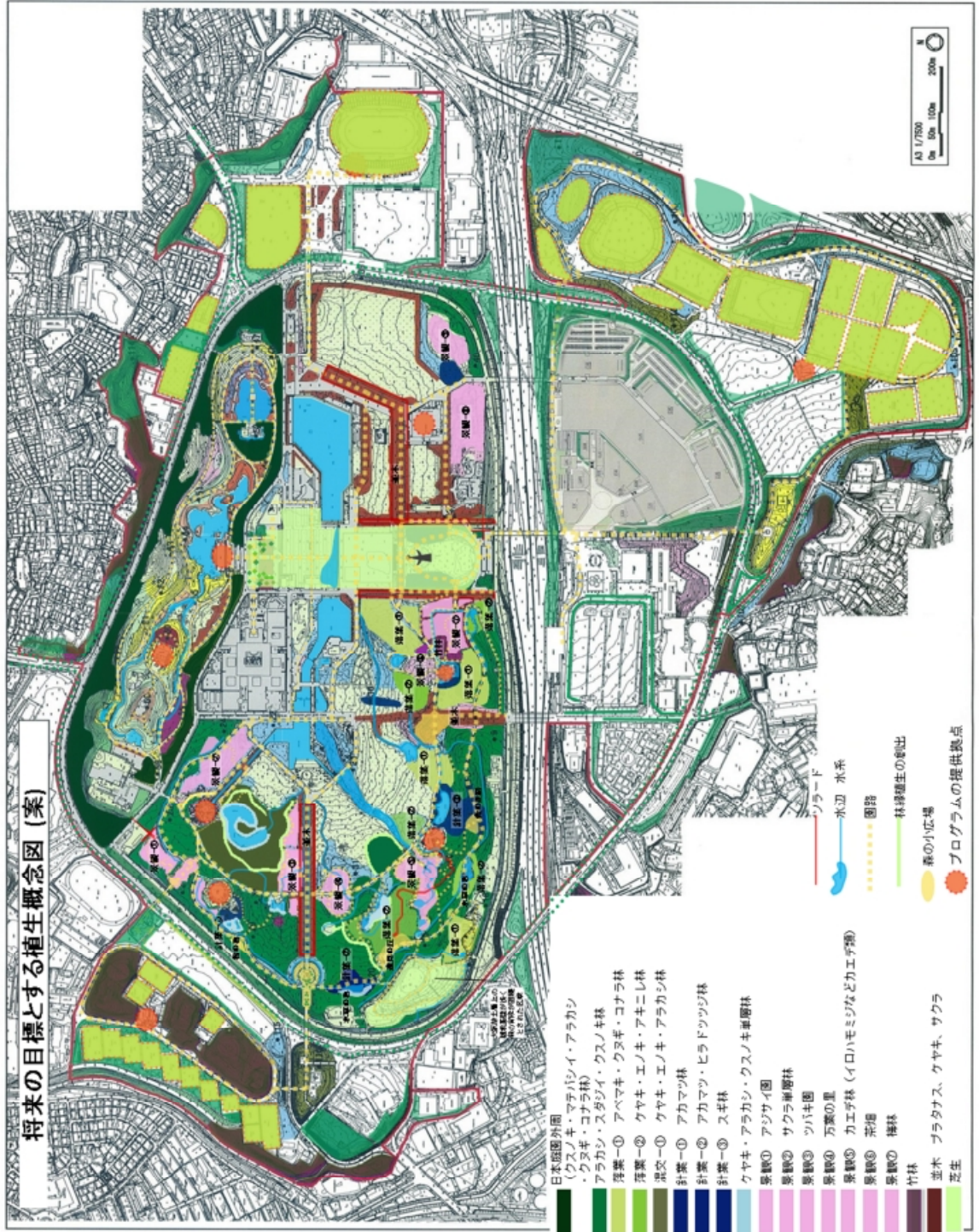


卷末資料

【巻末資料 図1 万博記念公園の将来像】



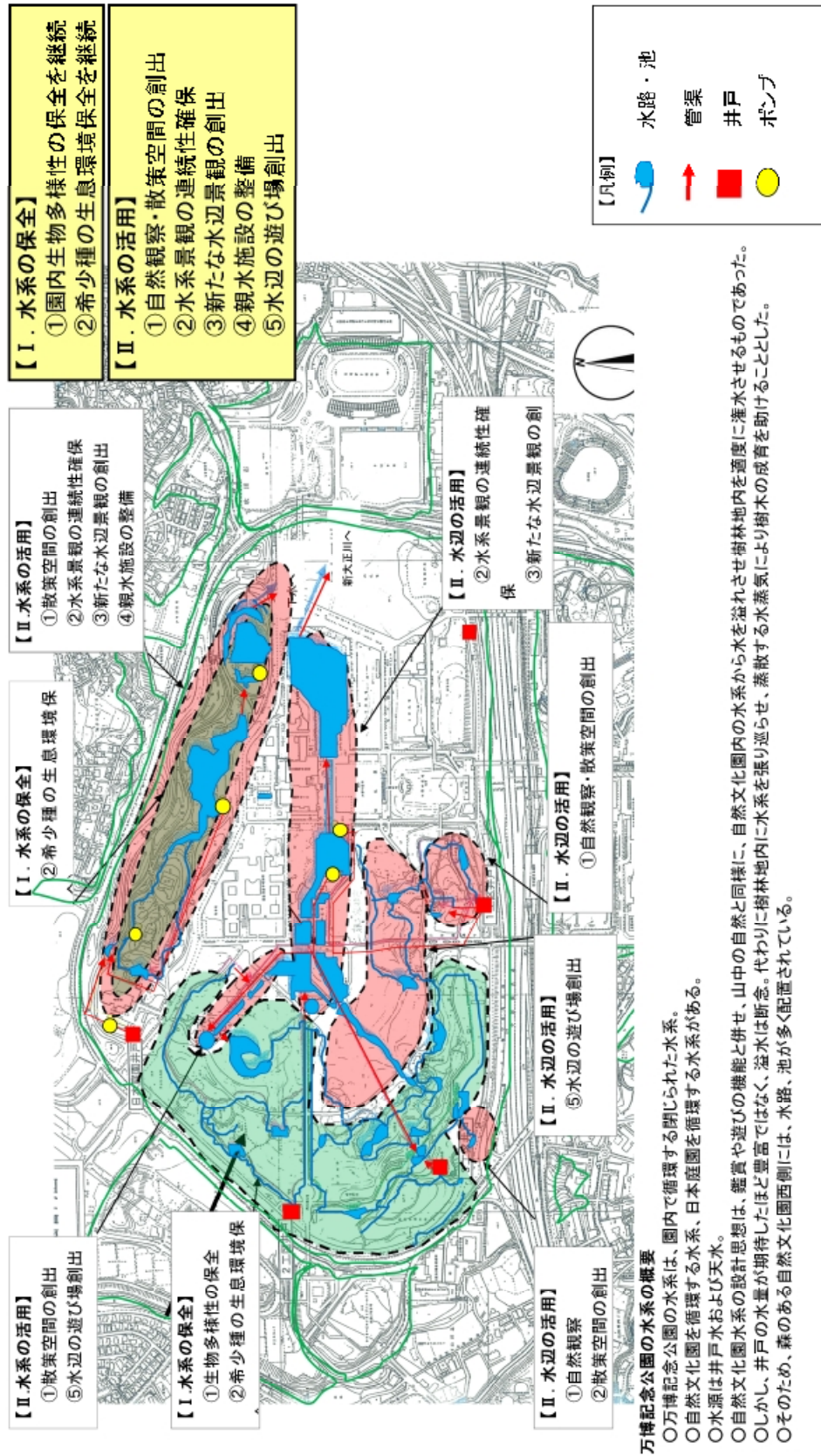
【巻末資料 図2 将来の目標とする植生概念図（案）】



【巻末資料 表1 森の区分と人の関与】

森の区分	人の関与		森の区分
	低	中	
常緑広葉樹林 アラカシ・クスノキ・スダジイ林(照葉樹の森)	<p>随時性を待つ照葉樹林が育成されるまで、間伐などの管理を行う。その後は維持にまかせ「自立した森」として人の関与を行わない。</p>	<p>育成に関与のものを、自然にまかせる。</p>	<p>高</p> <p>自然観察・鑑賞・教育</p>
常緑② ケヤキ・エノキ・アキニレ林	<p>手承久前に必要に、處じて関与。</p>	<p>常緑樹を中心に間伐しつつ、常緑樹林へ転換を図る。将来に盛り、断続的に常緑樹を伐採する。</p>	<p>リラー・ドブツ(空中観察)が立体的に森を観察する。 おのづから森の構造や樹に深かみ深層の森を楽しむ。 森の育成過程にも利用者に参加いただく。 主催の育成空間として人の利用は固定されるが、自然観察の場として定期的に利用していく。</p>
常緑① ケヤキ・エノキ・アラカシ林		<p>将来に盛り、断続的に常緑樹を伐採する。 将来に盛り、断続的に常緑樹を伐採する。 管理および常緑樹の伐伐を行う。</p>	<p>針葉樹林を楽しむ鑑賞利用を想定する。</p>
針葉① スギ林		<p>将来に盛り、断続的に常緑樹を伐採する。 水生植物や水車・浮草など水辺の植物の育成を行う。必要に応じて、園路からの常緑樹を伐採する樹木を整理する。</p>	<p>季節的な水辺の機能を鑑賞するとともに、生きものを観察する場としての利用を想定する。生きものの生態環境づくりにも利用者に参加してもらう。</p>
水辺とエコトープ			<p>季節的な水辺の機能を鑑賞するとともに、生きものを観察する場としての利用を想定する。生きものの生態環境づくりにも利用者に参加してもらう。</p>
常緑① アベマキ・クスノキ・コナラ林(樹井更新の森)			<p>日常的に管理、こわたり、森の姿を維持しつつける。毎年、草刈を行い、明るい林床空間を創出。</p>
針葉① アカマツ林(⑤針葉樹主体の森)			<p>毎年、草刈を行い 将来に盛り森の姿を維持する。</p>
針葉② アカマツ・ヒラドツツシ林(⑤針葉樹主体の森)			<p>毎年、草刈、ヒラドツツシの剪定を行い、将来に盛り森の姿を維持しつつづける。</p>
常緑林			<p>毎年、多品種の花木について、間伐・枝抜きなど花付きをよくする管理を行う。樹木の管理、剪定など全体景観を管理。</p>
竹林			<p>毎年、竹の間伐、帯積竹の間伐を行う。</p>
重木(アラカシ、ケヤキ、サクラ)			<p>剪定により樹形を維持する。</p>
ケヤキ・アラカシ・クスノキの常緑林			<p>支柱を点検し、倒木の予防を行う。</p>
小広場(スボット)			<p>毎年、草刈を行い 将来に盛り森の姿を維持しつつける。</p>
芝生			<p>自然の景観に不釣り合いなツツジ等の刈り込みを除去する。毎年、広場部分の草刈を行い、明るい空間を維持する。</p>
			<p>毎年、高気圧で芝刈を実施し、高気圧芝生を維持する。</p>

【巻末資料 図3 将来の目標とする水系（案）】






【巻末資料 表2 水系の保全と活用への対応(案)】

	【Ⅰ. 水系の保全】	【Ⅱ. 水系の活用】
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽の繁茂、土砂の堆積・流失による水辺構造の単純化 ○水系の存在により、周辺樹林地の湿度が確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観上、分断された水系。 ○樹木の繁茂等により遮蔽され、良好な水辺景観が乏しい。 ○休憩施設等、水辺空間の施設活用が乏しい。 ○上記理由により、水とのふれあいの場が消失。
目標像	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性豊かな水系の維持・保全・再生 ○国内希少種が生息する貴重な水系維持 モリアオガエル、ニッポンバラタナゴ、イタセンパラ、 ゲンジボタル、ヘイケボタル等々 	<ul style="list-style-type: none"> ○休息、遊び、学び、散策が楽しめる水系。 ○多くの人を引き付ける多彩で良好な水系・親水空間。
対応手段	<ul style="list-style-type: none"> ①園内生物多様性の保全を継続 ②希少性の生息環境保全を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ①植栽整理による、自然観察・散策空間の創出。 ②水系景観の連続性確保。 ③新たな水辺景観の創出。 ④親水施設の整備。 ⑤水辺の遊び場の創出。
年次計画		
短中期 ～2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した施設整備及び植栽管理の継続 ・園内水系頼りに生息する国内希少種の保全 ・生態系に影響を及ぼす、特定外来生物の駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察・散策空間の創出 (周辺樹木整理・浚渫・未生木撤去等による水辺景観・ 空間の改善)。 ・水遊び空間の創出(浚渫の実施、水中柵・安全施設等の設置)。 ・シンボルゾーン、日本庭園において親水空間を整備。
長・長々期 ～2070)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな水辺景観の創出・親水施設の整備 自然文化園(水辺のレストラン・親水デッキ・休憩施設等の施設設置) 日本庭園(中央休憩所改修、船着き場等修景観施設の設置) ・水系景観の連続性確保 水澄ましの池～夢の池～日本庭園に至る水系の連続性を 親水施設整備と併せ修景。
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による自然環境保全の取り組み拡充 (水系動植物調査・水辺自然環境保全・再生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親水空間を利用したイベント開催 自然文化園:自然観察や環境保全型農業体験等の 体験型プログラムの開発 日本庭園: 水辺空間を活用した新たな集客 (ホタル観賞会、観蓮会の継続も含む)イベントの開発

万博記念公園日本庭園八景

広大な万博記念公園の日本庭園において、利用者が見所を共有し、庭園を楽しむ基本として八景を設定する。
 ○もてなしの場として 各時代の庭園の姿を現し、特に盛れた景観を有する八景を設定する。
 各場所の特徴に合わせてなしを行う。(静寂を味わう、奮りを楽しむ、茶を楽しむ、日本の行事を楽しむ)
 ○美しい景色であるために 質の高い管理、愛着のこもった管理を行う。見所の特性をさらに魅力を増やしていくような管理を行う。

							
千千里の竹林 ある庵の竹の庭	②深山の泉 日本庭園の源流を表現	③木漏れ日の滝 雄大な森の土流初め、4つの滝を構成	④滝からの流れ 時の流れの痕跡	⑤庵の庭 禪院の方丈を象った枯山水	⑥松の白浜 枯山水の原型とみられる景観	⑦心字池 広大な池の畔に三松山、浅島、音見灯籠、枯木部を配した池廻り廻り庭園	⑧ツツジが丘 ツツジと三松山からなる屏びやかなパノラマ
鳥の声や竹林の流れ、鹿の音を楽しむ静謐の空間 【音と静けさの遊び】 タツノコノ榊の遊び	水面の動きを眺めつつ、深山の静けさを味わう 【憩茶・休息】	水車、草、頭上から流れる木漏れ日、藤をかけたどまり、身体で感じる。 【クワッチ・もみ心押し】	流れを思いつめ、時の流れを想い、水音を眺めながら静観する 【木ノ川岸・カマクラ】	芝生に点するケツ生と泉石、生垣の向こうの景色を茶を眺めながら味わう。 【茶・生花・書】	滝淵の光と水の流れ、様子を見守り、時にはアイソンの舞もなる空間 子どもが水に親しみ、空も広がる。 【記念写真・作品展示】	ゆっくり園路を歩きつつ静けさを満喫し、頂の休憩所でのんびり過ごす。 【憩茶・音の充電】	
中世(千里の原風景)	中世	中世	中世(時の流れ)	中世	中世	近世	近世

【さらに詳しく見たい庭園となるために】

- 庭園の命名
 - ・銘木の命名
 - ・解説版、案内サインの設置
 - ・案内所の整備
 - ・庭園ボランティア
- 休憩施設の設置していく
 - ・老朽化した休憩施設を改修し、落ち着いた庭園を鑑賞できる場とする。





シンボルゾーン基本構想図



巻末資料 プログラム提供拠点

■プログラム提供の方向性

- 利用者が簡単に体験することが出来るプログラム。家族連れ、母親向け、子ども向けメニューの充実。
- プログラム提供拠点の整備。
- 多様な主体(府民、事業者、企業、NPOなど)が利用者にプログラムを提供。
- ・海外旅行者も楽しむことが出来るプログラム。
- ・生活習慣と関連するプログラム。
- ・平日に提供できるプログラム。



自然観察学習館



春の泉



自然観察学習館



森の舞台

	水島の塔 (ツタンボルトゾーン)	日本庭園中央広場 (心字池周辺)	春の泉・森の舞台	自然観察学習館 (森)	水車茶室 (茶室周辺)	森の広場	芝生広場	陸上競技場 (外周広場)
ボランテアおよび 講元	延床面積 1,810㎡ ・生命の樹および「地底の太陽」を再生。	延床面積 1,413㎡ ・心字池、築山など良好な景観。	春の泉 約3000㎡、石積の泉、頂上。 森の舞台 直径42mの円形芝生広場	学習館 延床面積 632㎡ 空中観察塔(300m×12m、H=3~5m)	敷地面積 1,166㎡ 建築面積 192㎡ ・「頂」の景観1の中核施設。	敷地面積300㎡ 青ボランテア・リング エンジンによる給湯と発電。 定員(観覧内6名、外湯5名)	上の広場 7,700㎡ 下の広場 8,000㎡ 東の広場 37200㎡ もみじ川広場	55,000㎡
提供プログラム等)	○本島の塔(および博覧会堂)の「ガイヤール」を再生。 ○芸術作品の展示	○和食(茶室)提供 【園芸文化の実用】において計画 ○書道、舞、奉付けの二体	○芸術作品の展示会 ○企業の新商品特展(福祉器具など)	○森の再生、生物の保全活動 動植物 ○家族(子ども)向け観察・体験会 ○ナイトツアー	○ミニイベント ○講習会(撮影・絵画など) ○公園緑地の利用(つばき油、お月見、よもぎ餅など)	○季節の足湯 ○安産祈願の祈願 ○森の育成PR ○新たな緑の使いか(ピクニック教室等)	○大規模イベント ○コンサート ○健康(ヨガ、スロージョギング等) ○新たな緑の使いか(ピクニック教室等)	○トライアスロンの(自転車)マラソントレーニング実施。
プログラムの提供 手法等)	○ボランテア養成 ◎附属施設、展示物の再生	○事業者の公募 ◎遊歩、厨間用配管の設置	○事業者の公募	○事業者の公募 ○ボランテアとの協働	○事業者の公募 ○プログラム提供者の募集 ◎音響設備など付加	○事業者の公募	○事業者の公募 ○プログラム提供者の募集 ◎設備配管設置など	○事業者の集約

【巻末資料 図8 外周緑地の保全と活用】



参考図書

< 条例 >

大阪府日本万国博覧会記念公園条例

< 報告書 >

万博記念公園基本計画(昭和 47 年(1972 年)) 日本万国博覧会記念協会

万博記念公園と生態学 昭和 47 年(1972)9.1 日本万国博覧会記念協会

万博日本庭園造庭誌 昭和 55 年 万博日本庭園造庭誌編集委員会

万博公園案内ノート 平成 13 年(2001 年) 5 月 1 日 日本万国博覧会記念協会 公園部緑地課

万博記念公園 将来ビジョン 平成 18 年(2006)7 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

万博日本庭園改修基本計画 平成 20 年 3 月(2008 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 22 年(2010 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自立した森密生林毎木調査報告書 平成 22 年(2010 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 23 年(2011 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自立した森密生林毎木調査報告書 平成 23 年(2011 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 24 年(2012 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自立した森密生林毎木調査報告書 平成 24 年(2012 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 25 年(2013 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自立した森密生林毎木調査報告書 平成 25 年(2013 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 26 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

自立した森密生林毎木調査報告書 平成 26 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

森発見 自立した森再生センター便り No. 33 平成 26 年(2014 年)3 月 15 日 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

万博記念公園 植栽アセットマネジメント計画策定業務 平成 26 年 2 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

万博記念公園来園者分析等調査業務報告書 平成 26 年 3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

< 図書 >

日本万国博覧会公式ガイド 昭和 44 年 12 月 25 日 日本万国博覧会協会

森本 幸裕, 夏原 由博:「いのちの森—生物親和都市の理論と実践」 平成 17 年(2005)4 月

吉村元男:「森が都市を変える 野生のランドスケープデザイン」 平成 16 年(2004)2 月

神部四郎次:「田治六郎の世界 万博日本庭園の再発見」 平成 14 年(2002 年). 10. 13

< 資料編 >

審議会資料

議事録

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会検討経過

審議会

回	日	主 な 内 容
第1回	平成26年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・(諮問) 日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(施設整備及び運営)について ・事務局からの公園概要説明 ・部会の設置について
第2回	平成26年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の塔」内部公開について ・将来ビジョンについて
第3回	平成26年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の塔」内部公開について ・将来ビジョンについて(中間報告)
第4回	平成26年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて
第5回	平成27年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて(答申案)

魅力創出部会

回	日	主 な 内 容
第1回	平成26年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の塔」内部公開について ・将来ビジョンについて
第2回	平成26年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の塔」内部公開について ・将来ビジョンについて
第3回	平成26年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて
第4回	平成26年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて

※第4回は、意見交換会として開催

緑整備部会

回	日	主 な 内 容
第1回	平成26年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて
第2回	平成26年8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて
第3回	平成26年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて
第4回	平成26年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会委員等名簿

平成 27 年 1 月 1 日現在

氏 名		職 名	備 考
会 長	更家 悠介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 (大阪商工会議所 常議員)	魅力創出部会長
委 員	石川 幹子	中央大学理工学部 教授 (東京大学 名誉教授)	緑整備部会長
委 員	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所 代表取締役社長 (一般社団法人関西経済同友会 常任幹事)	緑整備部会
委 員	寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社 代表取締役社長 (公益社団法人関西経済連合会 副会長)	魅力創出部会
委 員	中谷 憲正	中谷機工株式会社 代表取締役社長 (一般社団法人大阪青年会議所 直前理事長)	魅力創出部会
委 員	生井 一郎	株式会社阪急交通社 代表取締役会長	魅力創出部会
委 員	平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科 教授	魅力創出部会

(50音順)

専門 委員	尼崎 博正	京都造形芸術大学環境デザイン学科 教授	緑整備部会 (造園分野)
専門 委員	小泉 潤二	公益財団法人 国際高等研究所 副所長 (大阪大学 特任教授)	魅力創出部会 (文化・学術分野)
専門 委員	甲谷 寿史	大阪大学大学院工学研究科 准教授	緑整備部会 (建築環境分野)
専門 委員	橋爪 紳也	大阪府立大学 21世紀科学研究機構 教授	魅力創出部会 (観光・集客分野)
専門 委員	養父 志乃夫	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	緑整備部会 (自然環境保全 ・修復技術分野)
専門 委員	山本 聡	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授	緑整備部会 (緑地景観分野)

(50音順)

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則を公布する。

平成二十六年二月四日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第七号

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)

第六条の規定に基づき、大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員、臨時委員、特別委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員、特別委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員及び特別委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員、特別委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員及び特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

(部会)

第六條 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に審議の結果を報告しなければならない。

(報酬)

第七條 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第八條 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九條 審議会の庶務は、府民文化部において行う。

(委任)

第十條 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年二月五日から施行する。

(大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則の一部改正)

2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則（平成二十三年大阪府規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七條 略</p> <p>(大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会の委員等の報酬の特例)</p> <p>第十八條 大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会の委員、臨時委員、特別委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則（平成二十六年大阪府規則第七号）第七條の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。</p> <p>第十九條 第五十五條 略</p>	<p>第十七條 略</p> <p>第十八條 第五十四條 略</p>

都観第2639号

平成26年2月10日

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会会長 様

大阪府知事 松井 一郎



日本万国博覧会記念公園について（諮問）

下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（施設整備及び運営）

以上